

ハードウェア利用規約

セクション A 一般条項

1. 利用規約の適用範囲

- 1.1 ベクター・ジャパン株式会社(「ベクター」といいます。)は、車両エレクトロニクス及び医療技術の開発、鉄道、航空電子工学及び産業技術分野での開発、生産システム及びお客様の最終製品における使用のためのハードウェア、ソフトウェア、及び関連サービスを提供します。
- 1.2 ベクターの利用規約は、セクション A の一般条項とセクション B の特別条項(合わせて「**本規約**」といいます。)で構成されています。これらは、企業及び公法に基づく法人との商取引にのみ適用されるものとします。
- 1.3 契約上の履行は、ベクターの本規約にのみ準拠するものとします。お客様の利用規約は、ベクターが書面で当該条件に明示的に同意した範囲でのみ適用されるものとします。特に、この同意要件は、ベクターがお客様の利用規約を認識し無条件に履行を行う場合であったとしても適用されるものとします。
- 1.4 契約上の履行の具体的な内容、範囲及びその報酬については、それぞれの個別契約が定めるものとします。「**個別契約**」とは、その契約の目的が契約上の履行である限りにおいて、相互に合意された、明示的または黙示的な宣言を意味します。

2. 納品と受入れ

- 2.1 両当事者が別段の明示的な合意をしない限り、ベクターが提供する契約上の履行の範囲は、それぞれの個別契約によってのみ決定されるものとします。
- 2.2 両当事者の個別契約の対象外であり、お客様の要求に応じて実施される追加の契約上の履行、またはお客様から提供された誤った情報もしくはお客様その他の第三者(契約上の義務を履行するためにベクターが雇用する代理人を除く)が適時または専門的に実施しなかった事前の作業により発生した追加費用については、別途報酬が支払われるものとします。
- 2.3 お客様は、不当な遅滞なく、ベクターが提供した履行を検査する義務を負うものとします。お客様がベクターに対して契約で合意した履行からの逸脱の疑いを書面で速やかに通知しない場合、ベクターが提供した履行は、合意され、承認されたものとみなされるものとします。その他のすべての点については、商法第 526 条が適用されるものとします。

3. お客様の協力義務

- 3.1 お客様は、ベクターによる適切な履行に必要なすべての書類を提出する義務を負うものとします。
- 3.2 お客様は、契約上の履行の検査について単独で責任を負うものとします。これに関連して、本番使用する前に、その使用条件に従ってその履行を検査することはお客様の責任です。ベクターは、要請に応じて、有償にてお客様を支援します。
- 3.3 お客様は、お客様のシステムの構成要素として契約上の履行を使用及び配布するにあたり必要な管轄当局から承認及び権限をすべて取得する義務を負うものとします。
- 3.4 お客様がこれらの協力義務を怠った場合、または適時に必要な書類を提供しなかった場合、ベクターはお客様に書面で通知します。この通知から 2 週間後も協力または必要な書類が提供されない場合は、ベクターに設定された履行期限がそれに応じて延長されるものとします。

4. 使用権

- 4.1 別段の合意がない限り、合意された報酬の支払いに際して、ベクターは、個別契約及び想定された目的に従って、契約上の履行をお客様自身の目的のために使用する非独占的、永続的、譲渡可能、サブライセンス不可の権利をお客様に付与するものとします。
- 4.2 その他すべての使用及び利用に係る権利は、ベクターに帰属するものとします。ベクターは、セクション A 第 14 条に基づく秘密保持の規定と矛盾しない限り、契約上の履行及び取得したノウハウを他の方法でも使用する権利を有するものとします。
- 4.3 お客様は、ベクターの契約上の履行をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルする権利を有しないものとします。
- 4.4 契約上の履行には、特定のライセンス条件が適用されるオープンソースソフトウェア及び/またはその他の第三者ソフトウェア(合わせて「**第三者ソフトウェア**」といいます。)を含むことがあります。それらのライセンス条件に定める範囲において、それらのライセンス条項は、個別契約及び本規約に付随し、矛盾がある場合には優先して適用されるものとします。
- 4.5 セクション A 第 4.4 条に基づく場合、ベクターは、適用されるライセンス条項で要求される範囲で、第三者ソフトウェア及び該当するライセンス条項を参照し、契約上の履行とともに当該ライセンス条項をお客様に別段の方法で提供または入手可能にするものとします。

5. 知的財産の保護

- 5.1 お客様は、ベクターが提供する契約上の履行(関連文書(将来のバージョンも含む)を含む)が著作権によって保護されており、またベクターの事業秘密及び企業秘密を構成することを認めます。
- 5.2 お客様は、実際にまたは法的に可能である限り、契約上の履行が、(i)適切な秘密保持措置によって、第三者による不正アクセス及び誤用から保護されること、及び(ii)個別契約に規定された使用の範囲内で開示されてしまう場合を除き開示されないことを、保証するものとします。そのために、お客様は、関連するベストプラクティス、技術規制、一般規範及び(安全)基準(特に経済産業省が発行する営業秘密管理指針)の要求事項に従い、必要な IT 安全管理対策を講じるものとします。
- 5.3 お客様が契約上の履行をグループ会社及び/またはお客様の代理人に譲渡することができ当該グループ会社及び代理人が使用する範囲において、当該グループ会社及び代理人には、セクション A 第 5.2 条の規定が適用されるものとします。お客様は、当該グループ会社及び代理人と適切な契約を締結することにより、これらの規定の遵守を確保するものとし、その作為または不作為について責任を負うものとします。
- 5.4 ベクターが契約上の履行のソースコードを提供する場合、お客様は、ベクターの書面による事前の同意がある場合に限り、当該ソースコードを第三者に提供するものとします。ベクターは、そのような同意を不当に留保することはありません。

6. 変更要求(「変更要求」といいます。)

- 6.1 お客様が合意済みの契約上の履行の延長またはその他の変更を希望する場合、ベクターは、ベクターにとって合理的な範囲でそのような変更に同意するものとします。この場合、ベクターは、変更の実施が個別契約に影響を与える場合、個別契約の合理的な修正、特に報酬の増額及び/または期限の延期を要求する権利を有するものとします。
- 6.2 すでに合意された契約上の履行の変更及び個別契約の修正には、書面が必要です。お客様が口頭で変更要求を行った場合、ベクターはお客様に書面で当該変更要求を作成するよう求める権利を有し、またはベクターが書面で変更を確定することができます。このベクターの変更に関する書面の記載内容は、お客様が書面で速やかに異議を述べない限り、拘束

力を有するものとします。

7. 報酬・支払

- 7.1 報酬は合意された料金に基づいています。これは、それぞれの個別契約から生じます。
- 7.2 報酬は、随時適用される消費税の対象となり、個別契約に規定された通貨で支払われるものとします。国境を越えた契約上の履行により課される関税及びその他の公的負担は、お客様の負担となります。
- 7.3 固定価格が合意されていない場合、ベクターが提供するすべての契約上の履行は、タイム・アンド・マテリアル方式で報酬が支払われるものとします。タイム・アンド・マテリアル方式の請求基準は、随時修正されるベクターの価格表とします。請求は毎月行われます。
- 7.4 サポートサービス、旅費、移動時間及び付随費用は報酬に含まれず、お客様の負担となります。請求はタイム・アンド・マテリアル方式で行われます。
- 7.5 合意された報酬は、ベクターが発行した見積書に規定された支払期日までに控除されることなく支払われるものとします。
- 7.6 お客様が支払いを怠った場合、ベクターは年率 14.6%の遅延利息を請求する権利を有するものとします。

8. 欠陥の通知

- 8.1 欠陥が発生した場合、お客様はベクターに対し、遅滞なく、当該欠陥の影響を明記した通知をするものとします（「**欠陥の通知**」といいます）。
- 8.2 契約上の履行が契約で合意された品質を満たしていない場合、または契約で合意された用途に適していない場合、品質上の欠陥が存在するものとします。
- 8.3 契約上の履行としての契約上の使用に必要な権利がお客様に有効に付与されなかった場合、権利上の欠陥が存在するものとします。
- 8.4 ベクターには本規約に定める以上の義務を負うものではありません。特に、お客様は、ベクターが書面でさらなる義務を明示的に確認しない限り、ベクター、第三者ソフトウェアのライセンサー、それらの従業員もしくは販売パートナーによる公式声明や広告における表明からベクターの義務を導き出すことはできません。
- 8.5 お客様によるベクターに対する欠陥の請求を実施するための前提条件は、欠陥が、
 - a. お客様が変更したベクターの契約上の履行に存在せず（ただしお客様が変更しなくても同じ欠陥も存在する場合を除きます）、
 - b. リスクの移転時で存在しており、
 - c. お客様のシステムの他の要素が原因ではなく、
 - d. 再現可能であり、
 - e. 発見後速やかに、欠陥の認識に役立つ情報を記載したテキスト形式（電子メールなど）でお客様からベクターに通知されたものであることを要します。「**リスクの移転時**」とは、個別契約に別に危険負担の規定がない場合、ベクターがお客様に納品した時点を指します。
- 8.6 ベクターは、個別契約に記載されているお客様と合意したパラメータ（リリースされたハードウェア、プログラムバージョン、コンパイラバージョンなど）に従って、ベクターの契約上の履行の使用についてのみ保証義務を負い、責任を負うものとします。
- 8.7 ベクターがその後の履行を義務付けられる範囲で、以下が適用されるものとします。
 - a. ベクターは、欠陥を修正することにより（「**欠陥修正**」といいます。）、またはベクターの合理的な裁量により、契約上の履行に欠陥をなくすことによって（「**正常品の納品**」といいます。）、その後の履行を提供するものとします。
 - b. 契約上の履行の利用に重大な影響を及ぼす欠陥については、ベクターは、最終的な修

正前に可能な限り回避策を提供し、欠陥が深刻な影響を及ぼさないようにします。

- c. 個別契約においてサブサプライヤーによる履行と規定されている履行については、ベクターは、当該履行が契約に規定された使用要件を満たしていることのみを保証します。また、ベクターは、各メーカーの性能仕様書の記載内容またはその他の欠陥がないことについて、一切の責任を負わないものとします。サブサプライヤーの履行について、ベクターは、ベクターがサブサプライヤーから欠陥修復のための措置を受けこれらをお客様に渡す権利を有する範囲でのみ、その後の履行を提供する義務を負うものとします。これは、特に第三者ソフトウェアにも適用されるものとします。
- 8.8 強行法規に反しない場合に限り、欠陥に対する請求に対する保証の期間（「**保証期間**」といいます。）は、(i)CSM 製品の場合は 24 か月、(ii)その他すべての製品の場合は 12 か月とします。保証期間は、リスクの移転時に開始されます。なおケーブルやバッテリーなどのアクセサリは保証の対象外です。
- 8.9 欠陥修正または正常品の納品の場合、保証期間は新たに開始されず、また延長もされません。ただし、保証期間は、正常品の納品または欠陥修正の日から 6 か月が経過するまでは終了しないものとします（「**保証期間の停止**」といいます。）。保証期間の停止は、(a)それぞれの契約上の履行について欠陥修正もしくは正常品の納品がすでに行われている場合、または(b)欠陥修正が行われた各契約上の履行のうち欠陥修正がされていない部分について、適用されないものとします。
- 8.10 お客様は、合理的な範囲内で、欠陥の是正においてベクターをサポートするものとします。特に、お客様は、検査に必要な作業結果をベクターに送付し、ベクターから提供された是正措置を導入するものとします。
- 8.11 セクション A 第 8.6 条は、(a)ベクター、ベクターの法定代理人、またはベクターが契約上の義務を履行するために雇用した代理人の過失のある義務違反により、お客様の生命、身体、または健康への傷害によりお客様が被った損害、(b)ベクター、ベクターの法定代理人、またはベクターが契約上の義務を履行するために雇用した代理人の故意または重過失による義務違反によりお客様が被ったその他の損害について、適用されないものとします。
- 8.12 お客様が立証できないまま欠陥について苦情を申し立てた場合、ベクターは費用の償還を受ける権利を有するものとします。

9. 責任

- 9.1 契約上の履行に、ベクターが開発していない規格、標準、仕様、及び/または第三者の要素（あわせて「**第三者開発**」といいます）が含まれているか実施されている場合、ベクターは、第三者開発によって引き起こされた知的財産権の侵害について、ベクターがそのような侵害をリスクの移転時に認識していた場合を除き、責任を負わないものとします。
- 9.2 ベクターは、原因如何にかかわらず、次の損害・費用の償還に対してのみ責任を負うものとします。
 - a. ベクターは、故意または重過失によって生じた損害について責任を負うものとします。これは、欠陥を不正に隠蔽した場合にも適用されるものとします。
 - b. 軽微な過失の場合、ベクターは重大な契約上の義務違反が生じた場合に限り責任を負うものとします。重大な契約上の義務とは、契約の適切な履行のためにその履行が不可欠であり、お客様がその履行を当然に信頼している、または合理的に信頼できる義務をいいます。軽微な過失により重大な契約上の義務に違反した場合、ベクターの責任は、個別契約の締結時に通常予見可能な損害額に限定されるものとします。ただし、この責任は、100,000 ユーロまたは正味の受注額のいずれか低い方の金額に限定されるものとします。その他の契約上の義務に対する軽微な過失による違反、利益の損失及びお客様が負担した追加の人件費、使用不能及び/または収益の損失に対する責任は除外されるものとします。

- c. 上記制限は、強行法規の規定に影響を与えないものとします。
- d. 個別契約の締結時に存在する欠陥に関してベクターは損害賠償責任を負わないものとしますが、第 9.2 条 a. 及び第 9.2 条 c. は影響を受けないものとします。
- e. 上記に従いベクターの責任が免責される限り、ベクターの法定代理人および代理人（特に従業員）の責任にも適用されるものとします。
- f. 上記の規定に妨げられることなく、また、ベクターが無償で提供する製品またはその他のソフトウェアに関して、法的理由にかかわらずベクターの責任は、とりわけ契約または不法行為に基づく特定の責任については次のとおり制限されます。ベクターがソフトウェアの欠陥を故意にまたは不正に隠蔽したという限りにおいて、その欠陥に基づく、もしくはその欠陥から生じる、損失または損害に対してのみベクターは、責任を負うものとします。重大な義務の違反に対する請求、あるいは身体的損傷、または健康被害、または死亡による損害に対する請求、ベクターによる品質保証違反及び日本法の下に強制的にベクターが負う責任に対する請求には影響を受けません。それ以外の場合、責任は除外されるものとします。

10. 監査

ベクターは、暦年に一度、お客様の契約上の履行のソフトウェア使用を検証する権利を有するものとします。この目的のために、ベクターは事前にお客様に連絡し、お客様の通常の営業時間内に検査を手配します。ベクターに不利益をもたらす違反が発見された場合、お客様は検査費用を負担するものとします。

11. 下請業者

ベクターは、第三者を下請業者として従事させる権限を有するものとします。ベクターが下請業者に委託する場合、ベクターは、必要な者にのみ秘密情報を利用できるようにする義務を負うものとし、ベクターは、当該第三者に対し、セクション A 第 14 条に従って秘密保持義務を遵守するよう書面で義務付けるものとします。

12. 不可抗力

- 12.1 各当事者は、それぞれの契約上の義務の不履行が不可抗力によって引き起こされる範囲で、当該不履行に対する責任から免除されるものとします。
- 12.2 本規約において不可抗力とは、当事者の制御が及ばない事由を言い、これには戦争、ストライキ、暴動、収用、暴風雨、洪水、その他の自然災害、インターネットの制御不能な技術的問題、その他の各当事者が責めに帰すことができない事由を含みますが、これらに限定されるものではありません。
- 12.3 各当事者は、不可抗力の発生を相手方に速やかに通知するものとします。この場合、上記の義務の履行の期日及び期限は、相互の合意により調整されるものとし、相互の合意に達することができない場合は、不可抗力の期間に当該義務の履行の再開のための合理的な期間を加えた期間に等しい期間が自動的に延長されるものとします。

13. 輸出管理

- 13.1 お客様は、自らに適用される輸出規制を遵守する責任を負うものとします。
- 13.2 ベクターは、以下の場合、お客様との個別契約を解除することができるものとします。
 - a. お客様への引渡し、個別契約の締結時に確認できない禁止事項に該当する場合、または適用される輸出管理規制（日本法に基づくものを含みますが、これに限りませ

ん)に基づく承認要件の対象となり承認機関から承認が発行されない場合もしくは申請後 6 か月以内に発行されない場合

- b. ベクターが、法的に個別契約を履行できない場合、または米国の政府当局が発行した法律または命令により合理的に個別契約を履行することを期待できない場合

13.3 ベクターが個別契約を解除し、本条項またはその他の規定に従って解除する権利を有する場合、ベクターは、解除時にすでに行われた履行について、お客様に対し補償を請求する権利を有するものとします。ベクターは、お客様にとって不合理でない限り、部分的な履行を提供する権利を有するものとします。解除時における未履行部分については、ベクターは、当該未履行部分の範囲の正味報酬の 5%の報酬を受け取る権利を有するものとします。

13.4 外国為替及び外国貿易法または適用される輸出管理規制に基づく影響によりベクターによる個別契約の履行が遅れた場合、ベクターは債務不履行に陥ることなく、それに応じて合意された日付または期限は延期または延長されるものとします。

14. 秘密保持

14.1 お客様は、個別契約の開始及び履行の過程でベクターが開示または提供したすべての情報のうち、法律で保護されている情報、事業もしくは企業の秘密を含む情報、または秘密である旨の表示がされた情報を、秘密保持義務に違反することなく公に知られない限り、契約関係の終了後も秘密として保持するものとします。

14.2 お客様は、秘密保持義務の対象となる秘密情報を、業務を遂行するためにアクセスを必要とするお客様の従業員または子会社(会社法第 2 条第 3 号)、関連会社(会社法計算規則第 2 条第 3 項第 21 号)、または業務上の業務を遂行するためにアクセスを必要とする委託先のみ提供することができます。お客様は、これらの情報に関する秘密保持の必要性についてこれらの人々に通知するものとします。

15. 個人情報保護

15.1 ベクターは、ビジネス上の目的で必要とされ、個人情報の保護に関連する法令の範囲内で、取引関係を遂行し、個別契約を履行する目的で個人情報を処理します。ベクターは、個別契約の履行において、個人情報の保護に関する法律のすべての適用規定を遵守するものとします。

15.2 お客様は、個別契約の履行に関連して収集、処理、及び/または使用される個人情報に関して、データ管理者として行動することに同意するものとします。これに関連して、お客様は、(i) 個人情報の保護に関して適用されるすべての法律及び規制(「データ保護法」といいます)を遵守し、(ii)適用されるデータ保護法で義務付けられている範囲で、ベクターに通知し、追加の契約条項に同意することを約束します。

16. 権利と請求権の譲渡、相殺と留保

16.1 支払請求権以外のお客様の権利及び請求権の譲渡は、ベクターの事前の書面による同意が条件となります。

16.2 お客様は、その請求が法的に確立されているか、または議論の余地がない場合に限り、相殺権または留置権を有するものとします。契約上の履行に欠陥が生じた場合、当該欠陥に関するお客様の反対請求は影響を受けないものとします。

17. 残存条項

17.1 以下の規定は、各個別契約の満了または終了後も引き続き適用されるものとします。

- セクション A 第 4 条: 使用権
- セクション A 第 5 条: 知的財産の保護
- セクション A 第 14 条: 秘密保持
- セクション A 第 15 条: 個人情報保護
- セクション A 第 17 条: 残存条項

18. 最終規定

- 18.1 本規約の修正及び補足は、書面で行う必要があります。これは、この書面に関する条項の変更及び追加に関しても同様に適用されます。書面による形式の要件は、発行者を明確に識別する電子署名などの電子形式によって満たすことができます。
- 18.2 セクション A 第 18.1 条にかかわらず、ベクターは、以下の場合、お客様と別途契約を締結することなく、本規約を修正することができます。
- a. 本規約の変更が相手方の一般的な利益に合致する場合
 - b. 本規約の変更が本規約の趣旨に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の条件の内容の相当性等変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- ベクターが上記に従い本規約を変更する場合、ベクターはお客様に対して、適切な方法により変更後の本規約の内容及び変更の効力発生時期を周知するものとします。
- 18.3 本規約及び/または個別契約の一部の条項が法的に無効になった場合でも、残りの条項の有効性は影響を受けないものとします。この場合、当事者は、無効な条項を、無効な条項の商業目的に可能な限り近い有効な条項に置き換える義務を負うものとします。意図しない契約上の抜け穴がある場合も同様とします。
- 18.4 本規約には日本法が適用されるものとします。また、国際物品売買契約に関する国連条約（CISG）が本規約に適用されないことに明示的に同意します
- 18.5 ベクターの主たる事業所を管轄する地方裁判所は、この契約関係から直接的または間接的に生じる紛争について、第一審裁判所として専属的管轄権を有します。

セクション B – 特別条項

1. 契約の目的

- 1.1 特別条項の目的は、ハードウェア及び関連ソフトウェアに関する以下の契約上の履行（「**契約上の履行**」といいます。）です。
 - a. ハードウェアの供給
 - b. ハードウェアの使用に関連するソフトウェア（「**ハードウェア関連ソフトウェア**」といいます。）の提供
 - c. ハードウェア及びハードウェア関連ソフトウェアの開発サービス、特にハードウェアの適応、開発、統合、及びお客様固有のプログラミングの提供
 - d. ハードウェア及びハードウェア関連ソフトウェアに関する IT 固有のサービスの提供、特に契約上の履行のインストール、パラメータ設定、及びセットアップ
 - e. ハードウェアの修理
 - f. ハードウェアの再校正
 - g. ベクターソフトウェアのインターフェースを介して、個別契約に基づいてベクターが提供しないプログラムへの情報の提供
- 1.2 特別条項は、テストインストールの実装には適用されません。これらは、別途個別契約の対象となります。
- 1.3 ハードウェア及びハードウェア関連ソフトウェアの特性は、製品説明及びユーザー向けマニュアルに記載されています。
- 1.4 ソフトウェアをソースコードで利用可能にするライセンス関連の義務がない限り、ベクターは、ハードウェア関連ソフトウェアを実行可能な形式（オブジェクトコード）で提供するものとします。
- 1.5 ベクターは、契約上のユーザー向けマニュアルを電子形式（ダウンロードなど）で提供するものとします。上流のサプライヤーからのユーザー向けマニュアルの転送の形式と種類は、それぞれの作成者によって決定されるものとします。

2. 使用権

- 2.1 ハードウェア関連ソフトウェアの使用について、ベクターは、個別契約及びその想定された目的に従ってソフトウェアを使用するための非独占的、永続的、譲渡可能、サブライセンス不可の権利をお客様に付与するものとします。
- 2.2 ファームウェアの使用について、ベクターは、個別契約及びその想定された目的に従って、ファームウェアをハードウェアの不可欠な部分として使用する単純かつ非独占的な権利をお客様に付与するものとします。
- 2.3 ベクターは、お客様に対し、個別契約及び開発サービスの範囲内で作成されたハードウェア及びハードウェア関連ソフトウェアの使用目的に従って開発サービスを使用する非独占的、永続的、譲渡可能かつサブライセンス不可の権利を付与するものとします。
- 2.4 独占的または地理的に排他的な使用権を設定する為には、別途個別契約が必要です。
- 2.5 使用権の付与は、ベクターが有するすべての支払請求に対する決済完了を前提条件とします。

3. 所有権の留保/留置権

- 3.1 ベクターは、購入代金が全額支払われるまで、ハードウェア及びハードウェア関連ソフトウェア（該当する場合は、ともに提供されたデータキャリアを含みます）の所有権を留保します。お客様は、購入代金の全額が支払われるまで、ハードウェア及びハードウェア関連ソフトウ

エアを担保として質入れしたり、所有権を譲渡したりすることはできません。代金が全額支払われるまで、お客様は、ベクターの事前の書面による同意がある場合にのみ、ハードウェアやソフトウェアの所有権を質入れまたは譲渡することが許可されるものとし、ベクターはこれを不当に留保してはなりません。

- 3.2 修理の場合、ベクターは、それぞれの個別契約に基づくすべての支払いを受領するまで、使用されたすべてのアクセサリ及びスペアパーツの所有権を留保します。
- 3.3 ベクターは、修理契約に関する請求について、民法第 295 条及び/または商法第 521 条に基づく(商事)留置権を行使するものとします。ベクターはまた、先行する作業、交換部品の提供、または対象物に実質的に関連するその他の履行から生じる請求に対して留置権を行使するものとします。

4. プロジェクトサービス

- 4.1 プロジェクトの一部としてベクターが履行を提供する場合、お客様は、対応するプロジェクトの要件を明確に記載したプロジェクト依頼書をベクターに提出するものとします。
- 4.2 ベクターはプロジェクトの見積もりを作成し、お客様に提出します。
- 4.3 お客様は、合理的な期間内に、プロジェクトの見積もりを確認しプロジェクトオファーを受け入れるかどうかについてベクターに回答するものとします。
- 4.4 お客様がプロジェクトオファーを受け入れた場合、両当事者は、プロジェクトの詳細と提供される履行がより詳細に記載された個別契約を締結します。
- 4.5 プロジェクトの企画、検討、合意に関連してお客様に生じた費用は、お客様自身が負担するものとします。

5. 責任

- 5.1 修理の場合、ベクターは、目的物を受領した後、修理対象のアイテムの元の状態を復元できることを明示的に保証しません。
- 5.2 修理から生じる重大な欠陥に関する請求は、法律で許可されている限り、修理品の保証に関する請求については Section A 第 8.9 条に規定の期間の経過後に、修理品の保証に関する請求以外の請求についてはお客様による注文に係る目的物を受領してから 1 年後に失効するものとします。お客様が欠陥を認識しているにもかかわらず注文に係る目的物を受け入れた場合、お客様は、受入れ時に請求する権利を留保している場合に限り、重大な欠陥に対する請求をできる権利を有するものとします。

6. 修理・再校正の保証

- 6.1 保証は、お客様から通知された欠陥に対して実行された修理、及びベクターによって交換されたコンポーネント(ケーブル、バッテリーなどを除く)にのみ限定されるものとします。
- 6.2 お客様が欠陥を認識しているにもかかわらず注文に係る目的物を受け入れた場合(セクション B 第 8.2 条を参照)、お客様は、受入れ時に保証請求を行う権利を留保する場合にのみ、保証請求を行う権利を有するものとします。
- 6.3 以下の理由による損傷は保証の対象外となります。
 - a. 修理品の不適切な使用
 - b. 通常の摩耗 - 特に消耗部品
 - c. 不適切な取り扱いまたは過失による取り扱い
 - d. お客様による修理品の不適切な手直しまたは変更
- 6.4 再校正に対して、保証はありません。
- 6.5 他のすべての点において、欠陥の是正及び保証に関するセクション A 第 8 条「欠陥の通知」

が適用されるものとします。

7. 廃棄

7.1 修理または交換の過程でベクターによって取り外されたハードウェアの部品は、ベクターの所有物となるものとします。

7.2 ベクターは、必要な廃棄について自己負担で責任を負うものとします。

8. 受入れ/発送/受け入れ不履行

8.1 ベクターが提供する開発サービスは、提供後、不当な遅滞なくお客様に受入確認されるものとします。受入確認の結果は、お客様の受領後 10 営業日以内にお客様が書面でベクターに通知するものとします。

8.2 ベクターは、部分的な受入れを要求する権利を有するものとします。この場合、最終的な部分的な受入れ（「最終的な受入れ」といいます。）は、サービス全体の受入れを構成するものとします。

8.3 ベクターは、それぞれの契約上の履行の納期をお客様に通知します。

8.4 お客様は、重大でない欠陥を理由に受入れを拒否することはできません。

8.5 お客様がお客様の受領後 10 営業日以内に受入確認の不合格の旨を書面でベクターに通知しなかった場合、当該期間が経過した時点で受け入れたものとみなされます。すでに行われた部分的な受入れは、最終的な受入れの完了の影響を受けないものとします。

8.6 ハードウェアの修理の場合、ハードウェアがお客様に発送され、お客様がハードウェアを受け取ってから 10 営業日以内に修理作業の重大な欠陥について書面でベクターに通知されなかった場合、作業はお客様が受け入れたものとみなされます。

9. ハードウェア及びソフトウェアの保守

9.1 別段の合意がない限り、ベクターは、欠陥を是正する義務に加えて、ハードウェアの保守サービスを提供しません。ただし、ベクターは、お客様が対応する注文を行った場合、ハードウェア関連ソフトウェアの保守を提供します。

9.2 個別契約において、ハードウェア関連ソフトウェアの保守を固定料金と引き換えに行う場合、保守は、以下の履行のみを対象とするものとします。

a. 遠隔診断と是正

b. 統合サービスの個別契約に基づく保証期間の満了後の欠陥の是正

c. ハードウェア関連ソフトウェアの取り扱いに関するご質問に対する電話サポート

d. ハードウェア関連ソフトウェアの更新バージョンの提供

9.3 ベクターは、暦年に一度、固定料金の調整を要求する場合があります。この料金は、ベクターの現在の価格表の新しい時間単価と、保守環境の可用性に関する困難な条件による追加または削減された費用に基づいています。

10. 遠隔保守

10.1 セクション B 第 9 条に基づくベクターによる保守サービスの提供及び欠陥の是正は、遠隔保守によって行われるものとします。

10.2 お客様は、技術的に可能な範囲で、ベクターが遠隔保守を実行できるようにする義務を負うものとします。これに関連して発生する費用及び経費は、お客様の負担となります。

10.3 お客様が責任を負うべき理由により遠隔保守が不可能な場合、お客様は、結果として生じる追加費用（移動時間や費用など）をベクターに償還する義務を負うものとします。請求は、関

連する領収書の提出と、該当するベクターの時間料金の適用に基づいて行われるものとします。

- 10.4 お客様は、「個人情報取扱事業者」(個人情報保護法第 16 条第 2 項)として、遠隔保守の許容に関する個人情報の保護に関する法令を遵守する責任があります。

11. 欠陥の請求 - ハードウェアの欠陥修正

- 11.1 ベクターがハードウェアの欠陥修正の義務を負う場合、修理するハードウェアを取り外し、修理後に再接続することはお客様の責任となります。
- 11.2 お客様は、欠陥修正のために、可能であれば元のパッケージに入れて、自己負担でハードウェアを発送するものとします。ベクターは、リクエストに応じて、お客様に配送サービス業者についてお知らせします。
- 11.3 お客様は、修理が欠陥に対する保証請求でない限り、すべてのサポートサービス(修理費用など)及び運賃/送料を含む付随費用を、費用に応じて、ベクターの現在の価格表に基づいてベクターに払い戻すものとします。
- 11.4 欠陥による請求の時効期間は、欠陥修正のためのリスクの移転時から 6 か月です。

12. 報酬と支払い

- 12.1 ハードウェア及びハードウェア関連ソフトウェアの料金は、個別契約にインストール、カスタマイズ、またはその他のサービスも含まれているかどうかに関係なく、見積書に規定された支払期日に従い支払われます。
- 12.2 ハードウェアの価格は送料込みの価格になります。データキャリア、ラインアンプ、データライン、電力線などのアクセサリは、個別契約で指定されている場合にのみ、納品範囲に含まれます。